

豊田市資源回収協力店等登録制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、リサイクルに積極的に取り組んでいる市内の店舗等を市民に周知することで資源の回収を促進し、もって循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（資源回収協力店等の登録）

第2条 市内で資源回収を行っている店舗等は、豊田市資源回収協力店等の登録を受けることができる。

（登録の申請）

第3条 前条の登録を受けようとする者は、「豊田市資源回収協力店等登録申請書（様式第1号）」により、市長へ登録を申請するものとする。

（登録簿への登録と登録内容の公表）

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、実地の確認等により登録が適当でないと認める場合を除いて、店舗等の名称その他の届出事項を資源回収協力店等登録簿に登録し、豊田市資源回収協力店等登録完了通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）を申請者へ交付するものとする。

2 市長は、資源回収協力店等登録簿に登録された情報を、個人情報等の公表することが適当でない情報を除いて、市ホームページ、インターネット地図情報等の市民が容易に把握できる方法で公表するものとする。

（変更の届出）

第5条 前条第1項の登録を受けた者（以下「登録店等事業者」という。）は、登録を受けた店舗等（以下「登録店等」という。）に、同項の申請事項に係る変更があった場合は、豊田市資源回収協力店等変更届（様式第3号）を遅滞なく市長へ提出するものとし、市長は、当該届出を受け付けた場合は、遅滞なく、登録簿の登録情報を変更するものとする。

2 登録店等事業者は、前項の届出内容に登録店等の名称の変更が含まれる場合は、届に通知書を添えるものとし、市長は、届の受付の後、遅滞なく、変更後の登録店等の名称を記した通知書を交付するものとする。

（登録の抹消）

第6条 登録店等事業者は、登録店等における資源の分別回収を廃止した場合は、豊田市資源回収協力店等登録辞退届（様式第4号）に通知書を添えて、遅滞なく提出するものとし、市長は、当該届出を受け付けた場合は、登録簿の登録情報を抹消するものとする。

2 市長は、前項の届の提出がなされない場合において、登録店等における資源回収が廃止されたことを確認したときは、遅滞なく登録を抹消し、通知書を回収するものとする。

（広報）

第7条 市長は、登録店等を広く市民に周知し、登録店等の利用及び資源回収を促進するものとする。

(資源回収)

第8条 登録店等事業者は、登録店等において、資源回収を積極的に実施するものとする。

(資源回収実績の把握)

第9条 市長は、登録店等における資源回収の実績その他必要な事項を把握するため、登録店等事業者に、登録店等の資源回収実績等の情報提供を依頼できる。

2 登録店等事業者は、前項の依頼があった場合、情報提供の依頼日から3か月以内を目途に、豊田市資源回収協力店等回収実績報告書（様式第5号）を提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、循環型社会推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。